

岩手県告示第599号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、呑香石男に対し、海希丸（漁船登録番号 I T 3 - 48984）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和7年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和7年10月29日(水) 午後2時から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎5階第3会議室